

# 第三者のためにする生命保険契約に おける質権設定権者

竹 瀨 修\*

## 目 次

1. はじめに
2. 私見の立場
3. 問題点の検討

## 1. はじめに

第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者は、保険金受取人の同意なく、その生命保険給付請求権に質権を設定することができるか。この問いの中心は次のようなものである。生命保険契約のうち死亡保険契約においては、保険契約者と被保険者が同一人で、保険金受取人が第三者である場合が多い。その死亡保険給付請求権について、保険契約者が保険金受取人の同意なくこれに質権を設定することが可能かという問題である。生存保険給付請求権（いわゆる満期保険金請求権など）<sup>1)</sup>は、保険契約者・被保険者が同時に保険金受取人であることが多く、その場合、この部分については、自己のためにする生命保険契約（正確には生存保険契約）となっている。これは、保険契約者と保険金受取人が同一人であるから、

---

\* たけはま・おさむ 立命館大学法学部教授

1) 本稿では、これまで、平成20年改正前商法の下で使用されてきた生命保険金請求権や死亡保険金請求権という表現を、保険法に従って、保険給付の用語により生命保険給付請求権や死亡保険給付請求権と記している。判決例の引用などでは、従来どおりの死亡保険金請求権などと記載することもあるが、原則として、死亡保険給付請求権などという表現をする。

その生存保険給付請求権に対する質権の設定権限について問題は生じない。

第三者のためにする生命保険契約のうち、とくに死亡保険給付請求権について保険契約者が保険金受取人の同意なく質権を設定し、質権者が保険給付請求権から債権の弁済を得ようとした裁判例がいくつか現れ、下級審でその判断が分かれたために、問題となっている。東京地判平成17・8・25<sup>2)</sup>、大阪地判平成17・8・30<sup>3)</sup>、東京地判平成22・1・28<sup>4)</sup>、東京高判平成22・11・25（の控訴審）<sup>5)</sup>であり、判決のみが保険契約者の質権設定権限を否定している。

本稿は、この問題について、保険契約者が保険金受取人の同意なく質権を設定でき、質権者はその保険給付請求権から債権の弁済を有効に受けられるという立場から問題点を検討するものである。なお、以下で、法律名を記載せず、条数を引用する場合は、すべて保険法の条数である。

## 2．私見の立場

私見の概要は次のようである。

(1) 保険契約者が保険者との間で締結した第三者のためにする生命保険契約において、保険金受取人は、保険契約者・被保険者の財産から区別された固有の保険給付請求権を取得する。第三者のためにする生命保険契約（42条）は、民法にいう第三者のためにする契約の性質を有し、その効果としてこのように解されている<sup>6)</sup>。とくに死亡保険契約にあっては、保険金受取人は、被保険者の死亡という保険事故の発生により固有の具体的な

2) LEX/DB25464330.

3) LEX/DB25464329.

4) 金判1359号57頁。

5) 金判1359号50頁。

6) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』275頁（有斐閣 1985年）等。受益者である保険金受取人の受益の意思表示を要せず、保険金受取人が保険契約者により保険金受取人指定を受けることによって当然にその生命保険契約の利益を享受する点に、民法537条2項との相違がある。

死亡保険給付請求権を確定的に取得し、これ以後は、保険契約者もその権利について容喙することはできない。しかし、保険事故発生前の死亡保険給付請求権は、保険契約者の財産から区別された、保険金受取人の固有の権利であるとしても、保険者に対して具体的に何らかの保険給付を請求できる権利ではなく、いわば抽象的な保険給付請求権であり、そのままの状態では、保険事故（被保険者の死亡）が生ずれば、具体的な死亡保険給付請求権を得られるという期待権の性質を有するにすぎないものである<sup>7)</sup>。その生命保険契約が保険契約者の契約解除や保険料不払いによる失効により、効力を失えば、当然に保険給付請求権は消滅する。さらに、生命保険契約に基づく保険契約者貸付が行われるときは、その貸付の元利合計分は、通常、約款規定により保険事故発生時の保険給付から控除される。

(2) 保険金受取人変更権が保険契約者に与えられている通例の生命保険契約においては、保険事故が発生するまでは、保険契約者が何時でも、保険金受取人を変更することができ、従来の保険金受取人の権利を奪うことも、また新たに保険金受取人を複数にし、その受取割合を定めることもできる(43条)。このとき、保険契約者は従来の保険金受取人の同意を得ることは不要である。保険契約者が被保険者と同一人であれば、以上のことは、自由に行うことができる。保険契約者と被保険者が別人であるときは、保険金受取人の変更には被保険者の同意が必要である(45条)。

(3) 第三者のためにする生命保険契約も含めて、生命保険契約は、保険契約者が保険者との間でその意思によって締結する契約であり、保険契約

7) 山下孝之『生命保険の財産法的側面』50頁(商事法務 2003年)等。山下友信『保険法』541頁(有斐閣 2005年。以下、山下・保険法と記す)は、この抽象的保険金請求権を、保険事故の発生等の保険金請求権が具体化する事由の発生を停止条件とする債権であり、停止条件付権利であるという。いずれの表現をとっても、抽象的保険金請求権の段階では、保険金受取人が保険者に対して何らか具体的に請求できることはないから、その権利の内実は大差はない。西島梅治『保険法〔第三版〕』372頁(悠々社 1998年)は、第三者のためにする生命保険契約における保険事故発生前の抽象的保険金請求権について、きわめて不確実なものであり、その処分・差押えの可否を論ずる実益は少ないといわれ、きわめて影のうすい期待権としての処分・差押えをその限度で認めるほかないとされる。

者がその財産価値を利用することができる立場にある。上述のように、保険契約者は、不要であると考えるときは、その生命保険契約を解除し、また失効させて、終了させることもできるし、自己の経済状態に合わせて、保険者との間の合意により、その生命保険契約の保険金額および保険料額を低くして存続させたり、あるいは保険料負担を軽くする形の保障内容に変更することも可能である。さらに、一時的に資金が必要な場合には、保険契約者貸付制度がある生命保険契約においてはそれにより保険料積立金の貸付を受けることもできる。最終的には、契約を解除し、解約返戻金を得て資金的需要を賄うことも行える。かかる経済的価値を有する生命保険契約について、保険契約者の債権者が、保険契約者に代わって解除権を行使し、解約返戻金請求権を行使することによって債権の弁済を受ける場合もありうる（60条参照）。

（4） このように、生命保険契約の利用は、保険契約者によって決定されるものであり、保険金受取人の権利は、保険契約者の意思に従属する。とくに保険金受取人にどれほどの権利を与えるかは、通常、保険金受取人変更権が保険契約者に留保されていることによって保険契約者の処分意思が決定的となる。複数人を保険金受取人にするのか、単独の保険金受取人にするのか、はたまたその保険給付請求権を担保権の対象とするかどうかも、保険契約者の意思による（但し、47条参照）。そうであるとすれば、保険契約者は、生命保険契約に基づく権利の処分権を有しているのであり、保険金受取人の変更さえできるのであるから、それに質権を設定することができるのは、いわば当然の権限とも言えよう。第三者のためにする生命保険契約において、保険金受取人が死亡保険給付請求権を有するとしても、保険契約者が保険金受取人変更権を行使して、質権者と従来の保険金受取人との間で質権付の死亡保険給付請求権として分有する形に変更することができ、保険者にこれを通知すればよいと解される（43条）。これは、単独の保険金受取人であったものを複数の保険金受取人に変更したものと同様であると考えられる。したがって、保険契約者が死亡保険給付請求権に

質権の設定を行うのに、従来の保険金受取人の同意を求める必要はないと解される。

### 3. 問題点の検討

2で述べた見解(保険契約者が質権を設定できる権限を有すると解することから、肯定説と呼ばれることが多い)については、いくつかの問題点が指摘されている。以下では、それらについて順に検討する。

#### (1) 保険金受取人の権利に対する保険契約者の質権設定権限

理論上最も問題視されているのは、第三者のためにする生命保険契約において保険金受取人が保険給付請求権(多くは死亡保険給付請求権)の権利者であり、その権利者の意思を問うことなく、保険契約者が第三者の権利に質権を設定できるのかという点である。換言すれば、保険金受取人の地位にない保険契約者は、抽象的保険給付請求権を有しておらず、処分権限のない、非権利者による質権設定はできないはずであり、そのような処分行為は無効と解されるという点である<sup>8)</sup>。

---

8) 河合圭一「死亡保険金請求権への質権設定について」金澤 理監修・大塚英明・児玉 康編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』363頁(ぎょうせい 2009年)がこの点を適切に指摘している。桜沢隆哉・判批・保険事例研究会レポート252号20頁もこの考え方に立つものと見られる。以前から石黒省治「生命保険に対する質権設定をめぐって」債権管理25号30頁(1989年)は、保険契約者が受取人変更権を有する場合に、質権設定をすることが同時に受取人変更にもなるという考え方には否定的であり、質権の対象(目的物)の評価の問題と権利主体に影響を及ぼす性質の問題を区別すべきであるとし、保険契約者を質権設定者にする場合には、保険約款等による手当てが必要であるとしていた。

中西正明『生命保険法入門』235頁(有斐閣 2006年)も基本的に同趣旨であろう。他人のためにする保険の場合の保険金請求権は、保険金受取人の権利であり、保険契約者がこれを譲渡・質入れすることは当然にはできないが、受取人変更権があるときは、これにより受取人指定を撤回して保険金請求権を保険契約者に帰属させれば保険契約者がこれを質入れ等することができるといわれる。同旨、潘阿憲『保険法概説』246頁(中央経済社 2010年)。上記 大阪地裁判決も、第三者のためにする生命保険契約において保険金受

従来の有力学説は、前の受取人指定と両立しない効果の内容とする後の意思表示があったときは、前の指定を撤回する意思表示を含むものであるとし、保険契約者が保険給付請求権を質入れした場合は、後に被担保債務が消滅することを条件としてのみ前の保険金受取人指定が効力を保有するものと解する立場であった<sup>9)</sup>。この意味するところは、必ずしも明確ではない部分があるが、当初の受取人指定を撤回して、新たに質権付の保険給付請求権を従前の保険金受取人に帰属させるという効果を生じさせる保険金受取人変更の一種であると考えられるものであろう<sup>10)</sup>。この考え方を推し進めれば、保険契約者は、受取人変更権を含め保険契約上の権利の優先的な処分権を有しており、その行使として保険給付請求権の質入等の処分をなすことが可能であり、それと抵触する従前の受取人指定が効力を失うという解釈が生じる<sup>11)</sup>。

---

取人は、自己固有の権利として死亡保険金請求権を取得するのであり、それは保険契約者・被保険者の財産に属していたものとみることでもできず、これに質権を設定するためには、死亡保険金受取人の質権設定行為が必要であるという。

- 9) 大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森忠夫=三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』89頁（有斐閣 1958年）。道垣内弘人「保険契約に基づく権利の担保化」金法1420号30-31頁（1995年）は、保険金受取人の地位が保険契約者の意思によってもたらされているのであるから、保険契約者の意思によって質権が設定されている限りは、質権者の権利が保険金受取人の権利に優先すると解すべきであるという。山下友信「生命保険契約に基づく権利の担保化」『現代の生命・傷害保険法』203頁、215頁（弘文堂 1999年）も、基本的な考え方は同じ方向であるが、その理論構成は明らかにされていない。
- 10) 系川厚生「生命保険と担保」別冊 NBL 10号165頁（1983年）は、「保険契約者による保険金請求権の質入は、債権質の機能を果たす範囲内で付随的に受取人指定変更権も質入され、民法364条の指名債権質入の通知を受けたときは、同時に受取人指定変更権の行使があったものと解釈すべきことになる。」として、上記の大森説の該当箇所を引用している。また、河合・前掲論文362頁は、この学説について、「保険契約者が指定変更権の枠組みの中で撤回権を行使し受取人の立場に立って死亡保険金請求権に質権を設定したと法律的に評価、擬制したものと考えられる。」という。大森説が一旦、保険契約者が第三者の受取人指定を撤回して自己を受取人にしたうえで質権を設定するという構想に出た考え方がどうかは、判断としない。むしろ保険契約者の指定変更権を含む処分権に基づき第三者たる受取人の保険給付請求権に質権を設定できるという立場であるとも見ることが可能であろう。
- 11) 山下孝之・前掲書58頁。保険契約者に保険給付請求権の第一次的な処分権があるという山下（孝）説の考え方は、第三者のためにする契約における要約者の地位から導かれて

東京高裁判決は、第三者のためにする生命保険契約に基づく保険給付請求権について保険契約者が一定の処分権を有し、その意味で保険契約者の財産権に属するものであるとし、その処分権の行使として、受取人変更と同様に、保険契約者の債権者が有する債権額の範囲で死亡保険給付請求権につき債権者への質権設定が可能であるという。すなわち、「受取人の指定を撤回、変更して死亡保険金請求権の全ての帰属を他に変更するのではなく、保険契約者の債権者が有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するといえるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死亡保険金請求権について質権を設定することができるものと判断すべきである」という。

判決がいう保険契約者の処分権の内容は、必ずしも明確ではない部分があるが、受取人の変更権を留保している場合には、保険契約者が死亡保険給付請求権などの具体的な帰属を決定する権限をも有しており、保険金受取人に優先する処分権を有するという意味であれば、保険契約者が死亡保険給付請求権に質権を設定する行為は、受取人変更行為の一種であると

---

いる。とくに理論的に注目されるのは、要約者の諾約者に対する受益第三者へ給付をなすべきことを請求する権利である（我妻 栄『債権各論上巻』125頁（岩波書店 1954年））。これは、第三者のためにする契約における要約者の地位、権利の重要性を現すものである。生命保険契約に引き直せば、受取人指定変更権とともに、保険契約者は、保険者に対して保険金受取人に保険給付をなすべきことを請求できる権利をも有していることになる。通常は、保険金受取人が保険給付を請求するため、この権利が表面に現れることはないが、潜在的には契約当事者としてこの請求権があると考えられる。これは、第三者のためにする契約の要約者こそが誰にどれほどの給付を与えるかを決定する権限を有していることの証左であると考えられよう。生命保険契約においては、いうまでもなく、それは保険契約者である。さらに、受取人変更権がある通常の場合、たとえ受取人が保険者に対する関係でその生命保険契約について受益の意思を明らかにしていたとしても、保険契約者はその受取人の権利を受取人変更により奪うことができる。この点は、第三者のためにする契約と異なる特色であり（民538条参照）、それだけ保険契約者の権限が強いといえよう。これに対して、損害保険契約の場合は、保険給付請求権を有するのは原則として被保険利益を有する被保険者であり、固定的であって、保険契約者がこれを自由に変更することはできない。この面では、損害保険契約と生命保険契約との相違が明確になる。

の性格づけができよう。これは、従来の保険金受取人より質権者が債権額の範囲で優先的に死亡保険給付を受領でき、その残余を従前の保険金受取人が得るという形に保険金受取人変更を行ったものという解釈である<sup>12)</sup>。かかる保険金受取人変更は、保険契約者が行える固有の権利であり、従来の保険金受取人の同意を要しない。

以上の解釈は、平成20年改正前商法の下で判例理論上成り立つと考えられる。判例<sup>13)</sup>は、保険金受取人変更が保険者、新旧保険金受取人のいず

---

12) 佐野誠・判批・福岡大学法学論叢56巻2・3号294-295頁（2011年）。判決が前提とする平成20年改正前商法下では、私見も基本的にこの立場でよいと考える。判決の結論に賛成するものとして、井上健一・判批・ジュリ1431号153-154頁（2011年）、中込一洋・判批・保険事例研究会レポート255号6頁（2011年）、山野嘉朗・コメント・前掲同誌9頁。このほか、判決に反対の立場で肯定説に立つものとして、梅津昭彦・判決の判批・保険事例研究会レポート221号7・8頁（2008年）。

桜沢・前掲注8)判批21頁は、保険契約者が保険金受取人を兼ねる自己のためにする生命保険契約にし、その保険給付請求権でない質権の設定は無理であるという立場から、判決の論理では、一旦、保険金受取人として保険給付請求権に質権を設定した後に、再度、従前の保険金受取人に質権付保険給付請求権の形で受取人変更をすることは、受取人指定が債権譲渡でもない以上、無理であるという。しかし、判決や本稿の見解は、保険契約者の処分権の行使として質権付保険給付請求権にすることが可能であるとしているのであり、それを受取人変更の一種と解している立場に対する批判としては的を射ていない。

私見は、以前に、保険契約者が質権付の保険給付請求権にするための理論構成として次のように述べたことがある。「保険契約者がまず自分自身に保険金受取人を変更し、保険給付請求権に質権を設定した上で、その保険給付請求権を再度従前の保険金受取人に与えることは可能である。そうであれば、保険契約者が保険者に対して保険給付請求権に質権を設定したという通知をした意味は、保険者に対して、保険契約者がまず自身を保険金受取人に変更し、保険給付請求権に質権を設定した上で、再度、その質権付の保険給付請求権の保険金受取人を従前の保険金受取人にした旨の通知であると解釈することができよう。」（「生命保険契約および傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリ1364号47頁（2008年））。これは、質権付の保険給付請求権を実現する構成として、受取人変更行為を債権譲渡のように考えたものと批判されるが、そのように見られる説明であることは否めないと思う。これは、保険契約者が保険金受取人の地位を兼ねていなければ質権設定は不可能であるとする立場に立っても、保険金受取人が第三者である場合に保険契約者が保険給付請求権に質権が設定できるとする理論構成の可能性を追求したものである。上述の元来の私見の立場とは必ずしも同じではない。竹瀝修・上記 判決の判批・保険事例研究会レポート215号20頁（2007年）参照。

13) 最判昭和62・10・29民集41巻7号1527頁。本件の解説としては、江頭憲治郎・判解・生命保険判例百選（増補版）214-215頁（有斐閣 1988年）等参照。



れかに意思表示されれば、その効力を生ずると解しており、保険契約者が死亡保険給付請求権の質権者に対して質権設定の意思表示および合意をすることによって保険金受取人変更が生じると解されるからである。この場合、質権者が新保険金受取人としての地位を、これに劣後する保険金受取人と実質的に分有していることから、判例もこれを認めるであろうということが前提になる<sup>14)</sup>。

それに対して、保険法の下では、保険金受取人変更は保険者に対して意思表示することを要する(43条1項)。また、質権の設定は、質権設定者と質権者との間の質権設定契約に基づくものである。これらを前提にすると、保険契約者がその処分権に基づき債権者と停止条件付の質権設定契約(保険者に質権付保険給付請求権にするという意思表示を行うことを停止条件とする)を締結し、保険契約者の保険者に対する質権設定通知により、質権者と保険金受取人とが質権付保険給付請求権という権利関係で保険の利益を分有する形に保険金受取人変更の意思表示をもしたものと解することが考えられる<sup>15)</sup>。これにより、保険金受取人変更の意思表示と質権設定

---

14) さらに細かく考えると、複数の新保険金受取人に変更する場合に、保険契約者はそのうちの1人に受取人変更の意思表示をすればよいのか、新受取人の全員に意思表示しなければ保険金受取人変更の効力が生じないのかという問題もある。しかし、保険者や旧保険金受取人への意思表示であっても受取人変更の効力が生じると解する判例の立場からすれば、新受取人全員への受取人変更の意思表示がなければその効力を生じないと解することは、均衡を失するであろう。したがって、複数の新受取人にする場合には、そのうちの1人に意思表示していれば足りると解することになる。

15) 竹瀆修・(追加説明) 保険事例研究会レポート252号24-25頁(2011年)。佐野・前掲注12)判批298頁注26も同趣旨であろう。質権付保険給付請求権にすることを、受取人に与える権利の内容を一部変えることであると捉えた場合、それは保険法の下では、受取人を複数人にしたり、権利取得にいわば条件を付すことと同様の中身を有するから、やはり受取人変更という枠組みで把握するのが適当ではないかと思われる。保険者との合意により行われる保険金額の削減などは、その保険契約により支払われる保険給付額を変え、保険料も変わるものであり、契約全体に影響が及ぶ。これに対して、受取人変更は、全体としての保険給付額には何ら変更がない。その給付を受ける権利者が変わるだけである。その点で、給付を受ける権利者の権利内容を変える質権設定は、受取人を複数にするのと同種である。なお、深澤泰弘「生命保険金請求権の質権設定について」平成23年度日本保険学

の対抗要件の具備がなされることになる。このように解しても、受取人変更の意思表示の効力発生時期との関係で問題は生じない（43条2項，3項参照）。

なお、保険契約者による質権設定を否定する見解によれば、第三者のためにする生命保険契約において保険契約者が生命保険給付請求権に質権設定するためには、保険金受取人の同意を得なければならず、これを得られないときは、保険契約者の希望する形の質権設定は不可能になる。保険契約者は自己を保険金受取人にして質権設定をするほかなくなる。保険契約者が自由に処分できるはずの生命保険契約において、このような結論も違和感を生じさせるものであろう。

## (2) 保険契約者の債権者による保険金受取人の保険給付請求権の差押え

保険契約者が保険金受取人の保険給付請求権の処分権を有し、質権も設定できるとすれば、保険契約者の債権者がその保険給付請求権を直接に差し押さえることもできることになるのではないかと。そうだとすると、保険金受取人の権利が抽象的保険給付請求権であるとしても、自己固有の権利とはいえなくなるのではないかとという問題も生じうる。

保険契約者の債権者は、直接に保険金受取人の抽象的生命保険給付請求権を差し押えることができないと解すべきである。この場合には、その債権者は、保険契約者の意思を強制して保険金受取人を変更させることはできないからである。質権設定の場合は、保険契約者が自らの意思で質権付保険給付請求権の状態に保険金受取人変更をしているため、その意思が契約上も実現されることになる。しかし、保険金受取人の権利について、保険契約者の意思を強いて変更させることはできないと解される。したがっ

---

会大会「自由論題」第 セッション報告レジュメ6-10頁（日本保険学会 HP）も参照。

これに対して、萩本修編『一問一答 保険法』191頁（商事法務 2009年）は、保険法の下で、生命保険給付請求権に質権を設定するときは、保険契約者が保険金受取人を自己にする受取人変更をしてから質権を設定しなければならないという。

て、そのままの状態では、保険契約者の債権者が保険金受取人の権利を差押えすることはできない。それを行おうとするときは、債権者は、まず債権者代位権等により保険契約者の処分権を代位行使し、生命保険契約の財産的価値を保険契約者自身に帰属させて、差し押えることを要すると解される<sup>16)</sup>。

### (3) 保険金受取人の質権設定との優劣

肯定説によれば、保険金受取人が知らない間に死亡保険給付請求権に質権が設定されることになり、保険金受取人が被保険者（保険契約者と別人の場合）の同意を得て、その死亡保険給付請求権に質権を設定していた場合などには、保険契約者が第一順位のもりで設定した質権が第二順位の地位しか得られないことが考えられ、その結果、保険者が重ねて保険給付請求を受けたり、保険金受取人と質権者との間の紛争を招くと指摘される<sup>17)</sup>。

この点については、保険契約者の処分権の行使として質権付の保険給付請求権を保険金受取人に与える受取人変更をしたものと解する立場によれば、保険契約者が最後に行った質権者と保険金受取人とが保険給付請求権を分有する形の保険金受取人変更行為が効力を有するのであり、保険契約者が設定した質権が有効であり、保険金受取人の設定した質権に優越すると解される<sup>18)</sup>。

---

16) 系川厚生「保険金受取人の権利の差押」金融・商事判例増刊号986号『生命保険の法律問題』100頁（1996年）、石田 満『商法（保険法）改訂版』317頁（青林書院 1997年）、岡野谷知広「生命保険契約に基づく権利の差押え」金判1135号90頁（2002年）、山下・保険法542頁注32）参照。

17) 巻之内 茂「保険契約と債権保全をめぐる諸問題（中）」金法1416号29頁（1995年）。

18) 中込・前掲注12）判批7頁は、「保険金受取人は弱い権利を有するにすぎないから、自分が知らないうちに保険金請求権に質権が設定されても仕方がないし、保険金受取人が保険金請求権を質入れしていたとしても、それは弱い権利が質入された限度でしか効力がないため、保険契約者が第1順位として設定した質権に劣後する（保険契約者が、保険契約者留保権に基づいて設定した質権が優先する）のであり、第2順位の地位しか取得できないことにはならない。」といわれる。

もっとも、保険契約者、被保険者、保険金受取人がそれぞれ別人の生命保険契約において、被保険者が最初に保険金受取人の質権設定に同意しておきながら、さらに保険契約者の質権設定に同意するときは、先の質権者を害することになるから、被保険者の担保権侵害が問題となりうる。しかし、この場合に、被保険者にそのような拘束を及ぼすことが妥当かどうかを考えると、そもそも保険金受取人の保険給付請求権の脆弱性に思いを致すときは、一般に被保険者の判断をそのように拘束することまでの強い効力を認めることは困難であろう。保険契約者が保険金受取人変更権を有することを前提としたときは、被保険者の同意を得て、受取人を変更できるのであり、そのときは、保険金受取人の質権設定の基礎がその程度のものだからである。もちろん、保険契約者、被保険者、保険金受取人および質権者の間で、特別な事情があり、受取人変更などを行わない合意がなされるときは別である。

そもそも保険金受取人が保険契約者でもないときに、その保険給付請求権を質権の対象としうことは極めて稀であり<sup>19)</sup>、また、債権者側からみても、保険金受取人の保険給付請求権を質権の対象とすることはあまり大きな意味がないともいえよう。さらに、保険契約者が被保険者でもある多くの場合では、保険金受取人が質権を設定しようとしても、保険契約者兼被保険者の同意を要する（47条）。保険契約者が受取人変更権を留保する形で、質権設定に同意したとすれば、そのような質権設定は、後日の受取人変更により簡単に覆ることになる。保険契約者と保険金受取人が二重に質権を設定するという場合は、實際上、どれほど行われることがあるのかは寡聞にして不明であるが、理論上の想定としてあり得るということではないかと思われる。

---

19) 糸川・前掲注10)論文172頁は、実務上、保険金受取人による保険給付請求権への質権設定等はほとんどないことが指摘されており、あったとしても、極めて例外的場合であることが述べられている。加藤 昭「生命保険に基づく権利の担保化」ジュリスト964号58頁（1990年）も同様の状況を述べている。

このように、保険事故発生前の保険金受取人の保険給付請求権の権利性を強調し、受取人がその権利を処分できるといってみても、被保険者(多くの場合、保険契約者でもある)が同意しなければ、保険金受取人単独の意思で権利を譲渡したり、質権を付すことはできない。被保険者=保険金受取人の場合に、保険金受取人が単独でその権利を譲渡できるにすぎないが、それは養老保険の満期保険金や年金保険などではあっても、死亡保険給付請求権においては多くは見られないものであろう。養老保険の満期保険金(生存保険給付)の場合、保険契約者=被保険者=保険金受取人であることが多く、満期保険金請求権に質権を設定するのも保険契約者であることが多いということになる。その意味で、元来、保険事故発生前の保険金受取人の権利の譲渡性は強くなく、処分可能性も限定されている。保険金受取人がその権利を単独で処分することが、通常生命保険契約で多く予想されているわけでもない。このような実情に即した解釈が適切であろう。

#### (4) 質権の被担保債権額と質権の対象範囲

実際上問題となるのは、むしろ保険契約者が設定した質権に基づき質権者が被担保債権額について保険給付請求権から弁済を受けられるとしても、保険者がその債権額をいかにして正しく把握できるかである。それと同時に、一般に生命保険会社が用意している保険契約者、被保険者、保険金受取人を同一人としたうえで生命保険給付請求権に質権を設定する書式とは異なり、保険契約者が単独で質権設定通知を保険者にする場合には、生命保険契約に基づくどの権利を質権の対象にしたのかが明確でないことがあり、その対象範囲の確定が問題になる<sup>20)</sup>。

保険契約者と保険者との間の諸事情が、具体的事案によって異なることから、一般論は容易ではないが、死亡保険給付請求権および生存給付請求

---

20) 糸川・前掲注10)論文165-170頁は、この問題について詳しく検討している。

権（満期保険金請求権型）の両方が含まれる生命保険契約において保険給付請求権に質権を設定した旨の記載がされている場合は、その両方が保険契約者の受取人変更権の対象になっている限りは、それらが質権の対象になっていると解される<sup>21)</sup>。通常、高度障害保険給付請求権は、被保険者が受取人になっており、この受取人変更権はないが、保険契約者・被保険者が同一人である場合および被保険者の同意がある場合は、これも質権の対象になっていると解される<sup>22)</sup>。解約返戻金請求権については、保険給付請求権と裏腹の関係にあり、これも一種の保険給付であると解することができないわけではないが、生命保険契約の存続を前提にして生ずる具体的な保険給付請求権と、解除により具体化する解約返戻金請求権は別の権利であると見るのが自然である。未必の解約返戻金請求権を譲渡する場合には、被保険者の同意を要しないと解されることを考慮すると<sup>23)</sup>、質権の場合にも同様に解することができ、これを含めて質権の対象にするためには、保険給付請求権のほかにも解約返戻金請求権をも質権の対象とする旨の意思表示が必要であろう。

#### (5) 質権利用のモラル・リスク

とくに死亡保険給付請求権に対する保険契約者による質権設定が債権取立てのためのモラル・リスクを生じさせる懸念が抱かれ、担保的利用にも限界を設けるべきではないかといわれる<sup>24)</sup>。生命保険会社側の実務的な努

---

21) 糸川・前掲注10)論文167-168頁。

22) 糸川・前掲注10)論文167-168頁。

23) 大澤康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリ753号109頁（1981年）。生命保険契約の解除により保険金受取人が被保険者を殺害して死亡保険給付を受ける危険などのモラル・リスクは生じなくなる。このため、未必の解約返戻金請求権の譲渡や質入れには被保険者の同意は不要であると解される。

24) 傷害保険の場合についてであるが、そのような問題意識を述べるものとして、甘利公人「傷害保険と質権設定」石田 満編『保険と担保』320-321頁（文眞堂 1996年）参照。生命保険についてモラルリスク対策の必要性について考察するものとして、松田武司「生命保険契約の担保的利用」産大法学40巻2号55頁以下（2006年）では、生命保険実務の対

力によりある程度の濫用抑制は可能であるが、理論的には、民法の一般的规定に基づく質権設定の可否を適切に規制する明確な基準を設けることは難しく、このことは、第三者のためにする生命保険契約における保険金受取人の保険給付請求権への保険契約者による質権設定を認めるか否かにかかわらず、生じることである。ただ、債権取立てに質権が濫用されないようにする実務的な努力としては、保険契約者が保険金受取人も兼ねる形にした生命保険会社作成の書式を使うことによる方法がそれなりに効果を有するであろう<sup>25)</sup>。

#### (6) 保険契約者の担保保存義務

保険契約者が保険給付請求権に質権を設定した場合、生命保険契約上、保険契約者の権利が多数あるが、それらを行使してその質権の価値を毀損する行為はできない。質権設定者は、質権者のために目的債権を健全に維持する義務を負い、債権の放棄、免除、相殺、更改等当該債権を消滅、変更させる一切の行為その他当該債権の担保価値を害するような行為を行うことは、その義務に違反するからである<sup>26)</sup>。

これによれば、保険契約者は、 保険金受取人変更をして、質権の効

---

応として、生命保険会社の用意した書式による質権設定方式へ優先勧奨ないし譲渡担保方式への勧奨を提案している。

25) 山下・保険法610頁は、生命保険給付請求権への質権設定については、極力、保険者が用意している質権設定承認請求書式によることとし、その約定書式において質権の対象となる権利を適正な範囲に留めるべきであろうという。生命保険会社の用いる書式について解説、検討するものとして、町野五彦「生命保険における質権設定の現況と問題点」生命保険経営52巻3号60頁以下(1984年)、濱田盛一「生命保険契約と質権設定」石田 満『保険と担保』223頁以下(文真堂 1996年)、松田・前掲注24)論文1頁以下参照。

26) 最判平成18・12・21民集60巻10号3964頁。この判例は、破産会社の敷金返還請求権につき銀行が質権を有していたが、破産管財人が質貸人の未払い質料債権にその敷金返還請求権を充当する合意をした事案である。賃貸借終了後に質料債権等を清算し、残額があるときに生ずる条件付債権としての敷金返還請求権が質権の目的とされた場合、質権設定者である質借人が、正当な理由に基づくことなく質貸人に対して未払債務を生じさせて敷金返還請求権の発生を阻害することは、質権者に対する担保保存義務に違反するものと言うべきであるとする。

力を奪う行為， 契約者貸付けを受け，担保価値を毀損する行為， 生命保険契約を解除して，担保の目的債権を消滅させる行為などができないと解される。保険料自動振替貸付については，貸し付けられた保険料額の支払いが後になされなければ，最終的に と同様の状態になるため，保険契約者が担保保存義務に反したことになるが，これにより生命保険契約の失効が防止されることから，債権者にとって利益にもなる。解釈上は，これは保険契約者の担保保存義務違反とはなるうが，保険料自動振替貸付制度の適用を直ちに止めるべきであるとはいいいにくいであろう<sup>27)</sup>。

---

27) 生命保険会社の用意する質権設定書式においても，会社によって対応が分かれ，保険料自動振替貸付制度の適用を認めるものがあるといわれる。加藤・前掲注19)論文57頁。なお，保険者が質権者に対して保険料不払の通知をなすべきかは，解釈上議論がありうる。債権者・質権者が保険者にも明白に知られており，質権者が保険料を代わって支払う意思が明らかにされ，保険者との間で一定の合意がある場合などには，保険者も担保保持に関する一定の通知義務を負うと解すべき余地がありうるであろう。